○国土交通省告示第千三百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十一月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、〝〟は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合があること。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1174	騒音防止装置　いすゞ H13－F 854	いすゞ SDG－NNR 85＊＊＊、いすゞ SDG－NPR85＊＊＊、いすゞ SDG－NPS85＊＊＊、いすゞ SKG－NNR85＊＊＊、いすゞ SKG－NNS85＊＊＊、いすゞ SKG－NPR85＊＊＊、ニッサン SDG－AAR85＊＊＊、ニッサン SDG－APR85＊＊＊、ニッサン SDG－APS85＊＊＊、ニッサン SKG－ANR85＊＊＊、ニッサン SKG－ANS85＊＊＊、ニッサン SKG－APR85＊＊＊、UDトラックス SDG－BNR85＊＊＊、UDトラックス SDG－BPR85＊＊＊、UDトラックス SDG－BPS85＊＊＊、UDトラックス SKG－BNR85＊＊＊、UDトラックス SKG－BNS85＊＊＊、UDトラックス SKG－BPR85＊＊＊、マツダ SDG－LNR85＊＊＊、マツダ SDG－LPR85＊＊＊、マツダ SDG－LPS85＊＊＊、マツダ SKG－LNR85＊＊＊、マツダ SKG－LNS85＊＊＊、マツダ SKG－LPR85＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番1号
㊞G－2280	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ H22－ID C－4J J11	〃	〃

○国土交通省告示第千三百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十一月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GS－525	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　JDS－C9.3	排気圧力：10.0kPa吸入負圧：6.2kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

○国土交通省告示第千三百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項並びに第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

別表八の項中、業務区域欄を「北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道北広島市、北海道江別市、北海道恵庭市、北海道千歳市、北海道苫小牧市、岩手県盛岡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県一関市、岩手県奥州市、岩手県滝沢村、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県金ヶ崎町、岩手県平泉町、岩手県藤沢町、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の全域」から「北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道北広島市、北海道江別市、北海道岩見沢市、北海道登別市、北海道恵庭市、北海道千歳市、北海道苫小牧市、北海道余市町、北海道南幌町、北海道長沼町、北海道栗山町、岩手県盛岡市、岩手県花巻市、岩手県北上市、岩手県一関市、岩手県奥州市、岩手県滝沢村、岩手県紫波町、岩手県矢巾町、岩手県金ヶ崎町、岩手県平泉町、岩手県藤沢町、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の全域」へ改め、指定をした日欄を「平成十七年九月三十日」から「平成二十二年九月三十日」へ改め、指定の有効期間欄を「指定をした日から五年間」から「平成二十二年十月四日から五年間」に改め、別表二十三の項中、指定確認検査機関の名称欄を「富士建築コンサルティング株式会社」から「富士建築センター株式会社」へ改め、住所欄を「神奈川県川崎市麻布区万福寺一丁目一番一号」から「神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目一番一号」に改め、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄を「神奈川県川崎市麻布区万福寺一丁目一番一号」から「神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目一番一号」に改める。

○防衛省告示第二百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年十二月一日から平成二十三年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。